

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3260名

被告 関西電力株式会社 外1名

上申書

平成30年3月20日

京都地方裁判所第6民事部合議るA係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏	
	弁護士	田	中		宏	
	弁護士	西	出	智	幸	
	弁護士	神	原		浩	
	弁護士	原	井	大	介	
	弁護士	森		拓	也	
	弁護士	辰	田		淳	

弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 酒 見 康 史



弁護士 中 室 祐



御庁頭書事件について、下記のとおり上申いたします。

記

本件では、「被告関西電力株式会社は、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1所在の大飯原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機を運転してはならない」（原告らの平成24年11月29日付訴状8頁¹）との請求がされていますが、このうち大飯発電所1号機及び2号機につきましては、平成30年3月1日をもって廃止いたしました。また、これに伴い、同日、電気事業法27条の27第3項に基づき、経済産業大臣に対して、発電事業の変更の届出を行いました（丙226の1、「大飯発電所1、2号機の廃炉に伴う発電事業変更届出書の提出について」、丙226の2、「発電事業変更届出書」）。

以上

¹ 原告らは平成25年12月3日付訴状、平成27年1月29日付訴状、平成28年1月13日付訴状及び平成29年2月13日付訴状においても同様の請求をしている。